

## 4 障害福祉計画の着実な推進に向けて

### (1) サービス提供の円滑化

#### 支給決定の適正化・円滑化

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、障害者の心身の状況(障害程度区分)、社会行動や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価を把握し、支給決定を行います。

#### 不服申し立て制度の整備

障害程度区分認定や支給決定について不服がある場合には、東京都に設置されている「障害者介護給付費等不服審査会」に審査請求することができます。

障害程度区分認定や支給決定についての不服以外の苦情については、東京都に設置されている運営適正化委員会が苦情処理機関として位置づけられています。

### (2) サービスの質の確保

#### サービス事業者に対する第三者評価

サービス利用者がそれぞれに合う、質の高いサービスを選択するためには、サービスの質や事業者の経営などのわかりやすい情報が求められています。そこで、利用者でも事業者でもない第三者の目で、一定の基準に基づきサービスを評価し、その結果をわかりやすく公表していくことが必要となってきます。

今後は、都と協力し、サービス事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援します。

#### 障害者等に対する虐待の防止

サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業員に対して、研修を実施する等の措置を講じるように努める必要があります。

市では、地域自立支援協議会等の場の活用等により、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組んでいきます。

## サービス管理責任者

障害者自立支援法においてサービスを提供できる事業者は、都道府県知事が厚生労働省令で定める基準に基づいて、サービスの種類・事業所ごとに指定した事業者です。指定を受けた事業者は、関係機関と連携を図りつつ、利用者の能力や適性に応じて、また、本人の意向を踏まえてサービスを効果的に提供すること、サービスの質の向上に努めることなどが事業者の責務として法に規定されています。また、指定基準のうちの人員基準では、事業所ごとに「サービス管理責任者」などを配置することが定められています。日中活動及び居住系のサービスを提供する事業所に配置される「サービス管理責任者」は、3年から10年の実務経験を有する上に、「サービス管理責任者研修」などを修了することが必要とされています。

### (3) 利用者負担の軽減に対する取り組み

#### 自立支援給付にかかる利用者負担の軽減について

自立支援給付は、所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組み(1割負担と所得に応じた月額上限の設定)に見直されるとともに、施設利用者については、食費・光熱水費等実費負担となりました。

ただし、利用者負担については、定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の人に配慮した負担軽減策が講じられています。

本市も法に基づく負担軽減を原則とし、あわせて東京都が独自で行う負担軽減措置(平成21年3月までの経過措置)と連動した軽減策を実施しています。

#### 地域生活支援事業にかかる利用者負担の軽減について

地域生活支援事業は、市が主体となって行う事業と定められており、利用者負担についても市が独自に設定できることとなっています。

本市では、先に掲載した事業を「地域生活支援事業」と位置づけ、サービスの提供を行います。

利用者負担については、事業の一部が自立支援給付から地域生活支援事業に移行された事業等もあることから、サービス利用者への公平性並びに事業の継続性を確保する観点から、原則1割負担としました。

ただし、利用者負担については、自立支援給付と同様、軽減策を設けています。利用されるサービスにより負担は異なりますが、低所得の人やサービスの質・必要性、等を踏まえ、5%・3%・無料の負担軽減策を実施しています。また、あわせて地域生活支援事業に対する東京都独自軽減策(平成21年3月までの経過措置)も組み入れています。

#### ( 4 ) 財源の確保

市町村の障害福祉計画は国の基本方針を踏まえ、新サービス体系への移行を念頭に置き、各種サービスごとの見込量などの数値目標を設定し、計画的な整備を行うものとされており、その財源の確保が必要不可欠となります。

西東京市の財政状況は、国の「三位一体の改革」や高齢化の進展等に伴う財政需要の拡大により、多額の財政不足を生じるなど厳しい状況にあります。

平成 17 年に「地域経営戦略プラン」(第 2 次行財政改革大綱)を策定し、緊急的課題である財政健全化に向けた取り組みを着実に進めるために、すべての事務事業・補助金等の点検を実施しています。

「障害福祉計画」に掲げる必要な見込量を確保するためには、行財政改革の実効性を高め、財政基盤の強化を図ることはもとより、障害福祉施策全般にわたり、サービスの内容、質、量等について、必要な見直し・検討を図り、財源の確保に努めます。

「障害者自立支援法」において、国と東京都に対し、財政的な側面において適切な役割分担を求め、必要な財源の確保に努めます。